

益田市子育て世帯臨時特別給付金のご案内 【別居監護の方】

子育て世帯の生活支援のため、
益田市独自の一時金を支給します！



はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、申請が必要です。

同封の「益田市子育て世帯臨時特別給付金申請書（請求書）」の提出と、他の市区町村で児童手当を受給している場合は受給証明等が必要です。

1. だれがもらえるの？（支給対象者）

令和2年5月分（7月分）の児童手当を受給している方です。

※受給者の所得が所得制限限度額以上であるため特例給付の対象となっている方（児童1人あたり月額5,000円の支給を受けている方）も対象になります。

※令和2年5月1日～6月30日に生まれた子を持つ7月分児童手当受給者も対象ですが、今回のご案内では給付の対象になりません。9月末頃、対象世帯へご案内いたします。

2. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

児童手当の令和2年5月分（7月分）の対象となる児童です。

※子どものみ益田市に住民票がある場合など、詳しくは裏面「こんなときはどうなるの？」をご確認ください。

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、1万円です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、8月31日頃から順次支給します。以降、確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

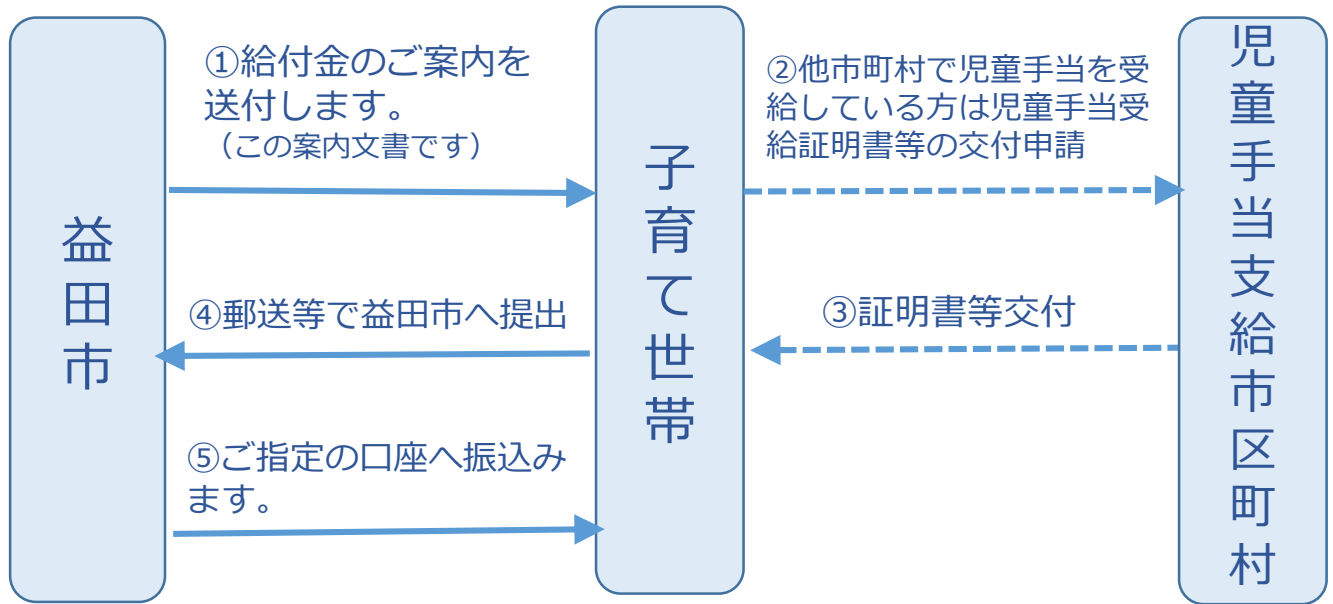
5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

ご指定の金融機関口座へ振り込みます。

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが難しい方は窓口での現金支給も可能ですのでご相談ください。（その理由と本人確認資料の添付が必要です。）

裏面に続きます。必ずご確認ください！

申請が必要です。8月31日頃から順次支給する見込みです。



こんなときはどうなるの？

Q. 子どものみ益田市に住民票がありますが対象になりますか？

A. 基準日（令和2年4月30日）時点で対象児童が益田市に住民票があれば対象になります。他の市区町村で児童手当受給証明書等の交付を受けてください。

Q. 益田市から児童手当を受給していますが、子どもは益田市外に住民票があります。対象になりますか？

A. 益田市から児童手当の受給を受けていれば対象になります。児童手当受給証明等の交付は不要です。（益田市で受給状況を確認します。）

Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

A. 児童養護施設等に支給することになります。

お問い合わせは

益田市役所 子ども福祉課 児童福祉係

電話：0856（31）0243

FAX：0856（23）7134



各種給付金に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに益田市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに益田市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。